

保健室から

感染症等の出席停止について

《インフルエンザでの出席停止の場合》

インフルエンザ発症後の登校可能な日は、**発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日**（幼児にあっては3日）を経過後です。

（学校保健安全法施行規則第19条）

曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水
経過日数の数え方	0	1	2	3	4	5	6	7	8
最短5日で登校①	発症	解熱	1	2	—	—	登校可		
最短5日で登校②	発症			解熱	1	2	登校可		
解熱が遅れた場合	発症					解熱	1	2	登校可

《新型コロナウイルス感染症での出席停止の場合》

新型コロナウイルス感染症発症後の登校可能な日は、**発症した後5日を経過し、かつ軽快後1日を経過後**です。また、発症後、10日間が経過するまではウイルスを排出する可能性があることから、マスクの着用や、高齢者などとの接触は控えることなど、周囲の人への配慮が求められています。

曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
経過日数の数え方	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
最短5日で登校	発症				軽快	1	登校可	マスク	→	→	→

登校許可書について

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については、登校許可書の提出は必要ありません。インフルエンザと新型コロナウイルス感染症以外の出席停止となる感染症の場合は、医師による診断のもと、登校許可書の提出が必要となります。用紙については、学校に申し出るか、以下のリンクよりダウンロードし、印刷してご使用ください。

[【登校許可書\(様式\)】](#)